

## 日本農芸化学会会員行動規範

日本農芸化学会会員は、会員活動を通じて、学術と人類の福祉及び豊かな社会の発展に貢献すべきものであって、その過程において倫理に反する行為があってはならない。このために、会員がとるべき行動規範をこれに示す。

### I. 人権の尊重

会員は、会員活動の場において、またその所属する組織や職場において、構成員の基本的な人権を尊重し、会員及び構成員がその能力を最大限に発揮できるように努力する。会員は、あらゆる場において、人種、宗教、国籍、性、年齢、所属等に基づく差別的な言動を厳に慎み、各種ハラスメントの防止に努め、自らがこの趣旨を厳守する。

### II. 法令の遵守

会員は、各種法令や所属する組織の規則を遵守する。また、雇用者や任命権者等との契約内容を正確に理解し、契約を遵守して誠実に行動する。ただし、広く人類や社会、環境に対して重大な影響が予測される場合には、公共の利益を優先する。また、自己の行為によって社会に重大な危害を及ぼすことがないように慎重に業務を遂行する。

### III. 知的財産

知的財産権の趣旨は、新しい研究成果を広く共有すること、そして新しい発見・発明者に一定の優先的特典を保障することを通じて、産業・科学技術の進歩を促進することにある。会員は、知的財産権の趣旨を尊重するとともに、その退蔵を防ぎ、活用によって公共の利益を図るように努める。

### IV. 安全の確保と健康、環境への配慮

会員は、自身の業務あるいは事業に関して、安全、健康、環境について十分な配慮をする。会員は関係する諸法規についての正しい知識をもち、それらを遵守する精神に基づいて安全の確保、健康の維持増進、環境の保全のしくみを構築する。

#### (1) 機器、化学薬品、及び生物について

取り扱う機器、化学薬品、生物について関連法規を遵守し、その危険性を予め予測して管理を行い、安全の確保に努める。

#### (2) 製造物、副産物について

製造する製品、生物生産物、食品、それらの副産物、及び用いる方法や工程などについて関連法規を遵守し、安全性の確保ならびに健康への影響について十分な対策を講じる。二次的かつ非意図的な影響や災害を及ぼすこともあるので、出荷後の状況の監視や情報提供などに十分な配慮と対応が重要である。また、考案した方法、製造し

た物質や装置、及び育種した生物が悪用されないよう安全保障措置を講じる。

### (3) 教育現場における安全の確保

教育現場においては学校教育法や労働安全衛生法など関連する法令を遵守する。さらに、実験教育においては安全と健康の確保に対する万全な配慮をする。安全は次世代に伝えられるべき文化である。それゆえ、受講者が安全・健康・環境について十分な関心と知識を身につけるように指導する。

## V. 教育

会員は次世代が過つことなく研究・業務を遂行できるよう、被指導者に対して研究、技術、環境、生命について高度の倫理観を涵養するよう努める。

## VI. 研究成果の公表と責務

事実に忠実であること、再現可能であること、公平であることは研究成果の発表の基本である。これらが損なわれた場合、学術の発展に多大の損害を与える。それゆえ、会員は会誌「Bioscience, Biotechnology, and Biochemistry」及び「化学と生物」に関して、以下のことを守らなければならない。また、本会会員が投稿する他の学術誌についても同様である。

### (1) 論文の著者として

- ① 著者は研究の経緯について日時を含む詳細を記録する。記録は長期保存に耐える媒体を用い、一次データとともに厳重に保管する。
- ② 行った研究の正確な説明とその意味の客観的な議論を提示する。論文に記載するデータのねつ造、改ざんや他の著作物からの盗用を行ってはならない。
- ③ 投稿しようとする学術誌の投稿規定を遵守する。投稿規定に下記の④から⑦の事項が定められていない場合においても、下記事項を遵守する。
- ④ 著者はその研究の背景となる以前の研究の出所や、その研究を他の研究者が再現するために必要な情報を明らかにする。また、関連する他者の重要な貢献を無視するような不適切な行為を行ってはならない。
- ⑤ 研究に用いる物質、試料、生物、装置、手順に特別な危険の怖れがある場合にはそれらを明示する。また、研究に用いる試料、生物について倫理上あるいは法令上の規制がある場合にはそれらの遵守を明示する。
- ⑥ 本質的に同じ内容の論文原稿を複数の論文誌に投稿してはならない。
- ⑦ 論文の共著者は、研究内容に対して責任を共有する者である。

### (2) 編集者、査読者として

- ① 編集者及び査読者は、当該誌の編集規定や審査規定に定められていることを遵守し、誠実に依頼された業務を遂行する。依頼元の編集規定や審査規定に下記の②から④の事項が含まれない場合も下記事項を誠実に執り行う。
- ② 編集者は、投稿された原稿について専門家である査読者に客観的な意見を求

め、それらを考慮して自ら評価し、掲載の可否を判断する。

- ③ 査読者はその責任を自覚し、原稿を評価するのに不適格であると考えた場合、査読を速やかに辞退する。
- ④ 編集者と査読者は原稿の内容について守秘し、自分の研究に利用したり、第三者に開示してはならない。

### (3) 論文誌以外への発表者として

論文誌以外の刊行物、雑誌や記者会見、新聞発表等で研究の結果を発表するに際して、専門家の査読による助言、批判等の検討を経ない場合には特にそのことに留意し、事実を正確に伝えるように努める。

## VII. 研究課題等の申請と審査

研究費や研究プロジェクトの申請など研究課題の申請は、その研究開発目的の重要性、研究開発計画の新規性、実現可能性を科学的、合理的に説明するものであり、その記述においては、研究発表の場合と同様に高い倫理性が要求される。他の研究者の成果を正しく引用し、自らの実績に偽りがあってはならない。

研究課題の審査、選考を行う場合は、当該審査・選考規定等を遵守し、公正、公平に行うことに努める。

## VIII. 不正行為の防止

### (1) 不正行為防止への取り組み

ここでいう不正行為には、論文などのねつ造・改ざん・盗用ばかりでなく、論文の審査、研究開発プロジェクトの申請や審査の際の不適切な行為、研究費の不適切な使用、会員が業務において関わる安全、健康、環境の問題、会員による基本的人権の侵害などが含まれる。不正行為の防止は、農芸化学及び農芸化学に関する技術のみならず科学技術全体の健全な発展や科学技術に対する社会的な信頼の確立のために不可欠である。それゆえ、不正行為の発生を未然に防ぐための努力を怠ってはならない。

### (2) 倫理委員会

不正行為防止への取り組みの一環として、本会理事会の下に倫理委員会を設置する。倫理委員会は、会員に不正行為の疑いが生じた場合には必要に応じて調査・審理にあたり、その結果を理事会に報告する。不正行為があったと認められた場合は、本会による処分を含む対応と不正行為を未然に防ぐ対策について審議し、その結果を理事会に報告する。

理事会は倫理委員会の報告を受け、処分を含む対応と今後の不正行為の防止のための対策を審議決定する。その結果を必要に応じて関係機関などに報告し、情報の公開を含む適切な処置をとる。

## IX 利益相反状態の開示

会員は、研究活動や社会的活動等において利益相反に該当するとみなされる状態を必要に応じて開示しなければならない。

(平成 27 年 5 月 8 日理事会承認)